

岐阜県公報

号 外 (二) 令 和 二 年 十 二 月 十 五 日

規 則

岐阜県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第百十一号

岐阜県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県クリーニング業法施行細則（昭和二十五年岐阜県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式注1及び2中「添える」を「添付する」に改め、同様式注4中「欄外」を「欄は、」に改め、同様式注中4を6とし、同様式注3中「箇所は、」を「箇所は、」に改め、同様式注中3を5とし、2の次に次のように加える。

3 クリーニング業法第5条第1項の規定による届出をした営業者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、クリーニング業法施行規則第1条の3第1項第4号及び第6号から第9号までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。この場合においては、当該営業を譲り受けたことを証する書類の写しを添付すること。

4 クリーニング業法第5条第1項の規定による届出をした営業者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、クリーニング業法施行規則第1条の3第1項第4号に掲げる事項に変更がない場合に限り、2の平面図の添付を省略することができる。この場合においては、当該営業を譲り受けたことを証する書類の写しを添付すること。

別記第一号様式の「添付する」を「添付する」に改め、同様式注に次の

目 次

規

則

○岐阜県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

（生活衛生課）

一

○岐阜県興行場法施行細則の一部を改正する規則

（同）

二

○岐阜県理容師法施行細則の一部を改正する規則

（同）

三

○岐阜県美容師法施行細則の一部を改正する規則

（同）

四

○岐阜県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

（同）

五

○岐阜県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

（同）

六

ように加える。

3 クリーニング業法第5条第2項の規定による届出をした営業者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、クリーニング業法施行規則第1条の3第2項第3号、第5号及び第7号から第9号までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。この場合においては、当該営業を譲り受けたことを証する書類の写しを添付すること。

4 クリーニング業法第5条第2項の規定による届出をした営業者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、クリーニング業法施行規則第1条の3第2項第5号に掲げる事項に変更がない場合限り、注2の書類の添付を省略することができる。この場合においては、当該営業を譲り受けたことを証する書類の写しを添付すること。

別記第五号様式中「場合は、」を「場合は、」及び「1 戸籍謄本」を「1 戸籍謄本」の交付を受ける又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により定められた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写しを添付すること。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県クリーニング業法施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合において、この規則による改正後の岐阜県クリーニング業法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県興行場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第百十二号

岐阜県興行場法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県興行場法施行細則（昭和三十二年岐阜県規則第六十五号）の一部を次のように

改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、興行場営業を営む者が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、第二号（構造設備に変更がない場合にあつては、第二号及び第三号）に掲げる書類の添付を省略することができる。

- 一 申請者が法人の場合にあつては、定款又は寄附行為の写し
- 二 申請地を中心とした半径二百五十メートルの地域内の見取図
- 三 興行場の構造設備の仕様書及び平面図
- 四 ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類の写し

第三条の見出し中「図」を「図出」に改め、同条第一項中「規定により」を「規定により」及び「図書」を「図田書」に改め、同条第二項中「図書」を「図田書」に改め、同項第一号中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第18号）第二百四十七条第五項の規定による交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

別記第一号様式中「氏名」を「氏名」に改め、同条第一項中「規定により」を「規定により」及び「図書」を「図田書」に改め、同条第二項中「図書」を「図田書」に改め、同項第一号中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第18号）第二百四十七条第五項の規定による交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

母 書 種	本 所		年 月 日 生
	姓	名	
興 行 場	姓	名	年 月 日 生
	所 在 地	別	

出 生 日、
姓、名、
地、名、
び印）

「

名 称	
興 行 場 所 在 地	
種 別	(電話番号)

」

を「椅子席」及び「場合」は、を「場合」にあつては、」及び「寄付行為」を「寄附行為」

「(3) 興行場の構造設備の仕様書及び平面図」を「(3) 興行場の構造設備の仕様書及び

あつては、当該営業を譲り受けた

平面図

第2項ただし書の規定の適用を受ける場合に、及び「あつては、」を「あつては、」

」

「(3) 仮設又は臨時で行う興行場については、参考事項欄に興行期間を記載すること。」

「(3) 仮設又は臨時で行う興行場については、参考事項欄に興行期間を記載するこ

と。

(4) 興行場営業を営む者が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲

り受けた者は、興行場の種別、構造設備の概要及び入場者の定員のうち変更がな

い事項の記載を省略することができる。

(5) 岐阜県興行場法施行細則第2条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合に

あつては、添付書類(2) (構造設備に変更がない場合にあつては、(2)及び(3))に掲

げる書類の添付を省略することができる。

」

「第18号」第24条第5項の規

定による交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

- 1 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県興行場法施行細則の規定に
- よつてなされてゐる用語（「」）は、この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県興行場法施行細則の規定に

則による改正後の岐阜県興行場法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使

用することを妨げない。

岐阜県監理密師法施行細則の一部を改正する規則をここに交付する。

令和二年十二月十五日

岐阜県知事 中 田 謙

岐阜県監理密師法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県監理密師法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県監理密師法施行細則（昭和三十四年岐阜県規則第百六十号）の一部を次のように

改正する。

「注 1 添付書類

- (1) 理容師については、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣
- 理容師たる資格をも有する者にあつてはその資格を証す
- (2) 外国人が届出をするに当たつては、以上の書類のほか、
- 30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。) を添
- 2 不要の箇所は、抹消すること。
- 3 ※印欄は、記入しないこと。

「注 1 理容師法第11条

者は、理容師法施

記載を省略するこ

2 添付書類

- (1) 理容師につい
- 理容師たる資
- を省略すること。
- ア 理容師法施
- イ 理容師法施
- (2) 外国人が届出
- 第30条の45に規
- (3) 理容師法施行

は、当該営業を 3 不要の箇所は、 4 ※印欄は、記入 第 1 項の規定による届出をした理容所の開設者が当該営業を譲渡したときは、当該営 行規則第19条第 1 項第 3 号から第 6 号まで、第 8 号及び第 9 号に掲げる事項のうち変 とができる。 ては、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師 格をも有する者にあつてはその資格を証する書類。ただし、次に掲げる場合に応じ、 ができる。 行規則第19条第 2 項ただし書の規定の適用を受ける場合 医師の診断書 行規則第19条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける場合 管理理容師の資格を証する書 をするに当たつては、(1)の書類のほか、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42 定する国籍等を記載したものに限る。） 規則第19条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書又は第 3 項ただし書の規定の適用を受け 譲り受けたことを証する書類の写し 抹消すること。 しないこと。 業を譲り受けた 更がない事項の の診断書及び管 次に定める書類 類 年法律第81号) る場合にあつて	」 「1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年 定による交付を受けた同条第 1 項に規定す る法定拒絶情報一覧図の写し」 に定める。 附 則 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県理容師法施行細則の規定に より作成されている用紙（以下「旧用紙」といふ。）がある場合においては、この規 則による改正後の岐阜県理容師法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使 用することを妨げない。 岐阜県美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに交付する。 令和二年十二月十五日 岐阜県知事 古 田 肇 岐阜県規則第百一十四号 岐阜県美容師法施行細則の一部を改正する規則 岐阜県美容師法施行細則（昭和三十四年岐阜県規則第百六十一号）の一部を次のよう に改正する。 「注 1 添付書類 (1) 美容師については、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣 理美容師たる資格をも有する者にあつてはその資格を証す るに際し、以下を添付する。 (2) 外国人が届出をするに当たつては、以上の書類のほか、 30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）を添 2 不要の箇所は、抹消すること。 3 ※印欄は、記入しないこと。
--	---

業を譲り受けた

岐阜県規則第百十五号

岐阜県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県旅館業法施行細則（昭和三十六年岐阜県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項中「添えなければ」を「添付しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、法第三条第一項の許可を受けて旅館業を営む者（以下「営業者」という。）が当該旅館業を譲渡したときは、当該旅館業を譲り受けた者は、営業施設の構造設備等に変更がない場合に限り、第三号から第七号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

第一条の二第一項第一号中「場合には」を「場合にあつては、」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類の写し

第一条の二第二項中「添えなければ」を「添付しなければ」に改め、同条第三項中「添えなければ」を「添付しなければ」に改め、同項第一号中「戸籍謄本」の下に「又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定による交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

別記第一号様式中

所在地	所在地

「」に改め、同様式備

考に次の一号を加える。

3 旅館業法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営む者が当該旅館業を譲渡したときは、当該旅館業を譲り受けた者は、旅館業法施行規則第1条第1項第3号から第5号までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県旅館業法施行細則の規定に

より作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県旅館業法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第百十六号

岐阜県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県公衆浴場法施行細則（平成六年岐阜県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「添えなければ」を「添付しなければ」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、浴場業を営む者が当該浴場業を譲渡したときは、当該浴場業を譲り受けた者は、省令第一条第三号から第五号までに掲げる事項のうち変更がないものについては、第二号から第六号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

第二条第一号中「場合は」を「場合にあつては、」に改め、同条第二号中「場合」の下に「にあつて」を加え、同条第三号中「場合は」を「場合にあつては、」に改め、同条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類の写し

別記第一号様式中

所在地	所在地

「」に改め、同様式添

付書類1中「場合は」を「場合にあつては、」に改め、同様式添付書類2中「場合」を「場合にあつて」に改め、同様式添付書類3中「場合は」を「場合にあつては、」に改

「 8 その他保 注 1 浴場業を 公衆浴場法 事項の記載 2 岐阜県公 は、添付書	る、回覧板添付書類中「7 その他保健所長が必要と認めるもの」や 保健所長が必要と認めるもの 営む者が当該浴場業を譲渡したときは、当該浴場業を譲り受けた者は、 施行規則第1条第3号から第5号までに掲げる事項のうち変更がない を省略することができる。 公衆浴場法施行細則第2条ただし書の規定の適用を受ける場合において 類2から6までに掲げる書類の添付を省略することができる。 」 添付書類9の次に次のように記載する。	7 岐阜県公衆浴場法施行細則第2条ただし書の規定の適用を受ける場合において は、当該営業を譲り受けたことを証する書類の写し 添付書類「11回覧板中「1 戸籍謄本」や 「1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年 法務省令第18号）第247条第5項の規 定による交付を受けた同条第1項に規定す る法定相続情報一覧図の写し 」に定める。	附 則 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県公衆浴場法施行細則の規定 により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この 規則による改正後の岐阜県公衆浴場法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのま ま使用することを妨げない。
---	---	---	--

令和二年十二月十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社